

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<イベント情報>

1. 「改正育児・介護休業法」、「職場のパワーハラスメント防止対策」説明会を開催します

千葉労働局では、男性の育児休業取得促進に向け新たに創設された「産後パパ育休」など、改正法に対応する就業規則の作成・変更手続き等に取り組む事業主を対象とした説明会を県内4か所にて開催します。説明会では、4月から中小企業を含む全ての事業主が対象となる「職場のパワーハラスメント防止対策措置」についてもあわせて説明します。

改正育児・介護休業法説明会（参加無料）

時間はいずれも14:00～16:00

日時	会場	所在地	定員
1月24日(月)	柏商工会議所 401～403会議室	柏市東上町7-18	65名
1月28日(金)	千葉県教育会館大ホール	千葉市中央区中央4-13-10	250名
2月2日(水)	木更津市立中央公民館 多目的ホール	木更津市富士見1-2-1アクア木更津B館3F	200名
2月8日(火)	成田国際文化会館 国際会議室	成田市土屋303	75名

- 【内容】①法改正のポイント
②就業規則への規定例、個別周知・意向確認の事例紹介
③職場のハラスメント対策・女性活躍推進について
④働き方改革等について

【参加申し込み】千葉労働局ホームページより申込票をダウンロードの上、FAXにてお申込みください
https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/news_topics/event/ikujikaigo_seminor.html

改正育児・介護休業法の概要

(令和4年4月1日施行)

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、妊娠・出産(本人または配偶者)の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

(令和4年10月1日施行)

- 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- 育児休業の分割取得

(令和5年4月1日施行)

- 1,000人超企業に対する、育児休業等の取得状況の公表義務付け

担当：雇用環境・均等室（指導部門：居石） 電話：043-221-2307

2. 求職者支援訓練（eラーニングコース）のご案内



求職者支援訓練とは？

国のセーフティーネットとして、主に雇用保険を受給できない求職者の方を対象とした厚生労働大臣認定のハロートレーニング（公的職業訓練）です。受講料は無料（テキスト代等は別）です。職業訓練によるスキルアップ、キャリアコンサルティングなどの就職支援を通じて早期就職を目指します。訓練は、認定を受けた各地域の専門学校等で受講できます。また、要件を満たす方には、職業訓練受講給付金（月額10万円）の支給があります。

eラーニングコースとは？

子の養育や介護を理由に外出が制限される方、訓練の受講が困難な地域に居住されている方、訓練の受講にあたって特に配慮を必要とする求職者等を対象として、主にオンデマンド形式（録画された映像を受講者が任意のタイミングで視聴する）で受講することができるコースです。コースによっては、定期的にスクーリング（対面授業）を行うコースと、完全オンラインで行うコースがあります。

千葉県内で募集しているコースは？

求職者支援訓練については毎月開講しておりますが、eラーニングコースの開講は現在募集しているコース（募集期間：令和3年12月20日～令和4年1月17日）が初めてとなります。また、当該コースは完全オンラインで行うため、自宅にパソコンとオンラインの環境があれば、全国どこからでも受講が可能です。お申込み等については、住所地を管轄するハローワークへお問い合わせください。



担当：職業安定部訓練室（今野） 電話：043-221-4087